

参議院建設委員会會議録第十六号

昭和二十五年四月十一日(火曜日)午後一時五十二分開會

今日の會議に付した事件

○住宅金融公庫法案(内閣送付)

○住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願(第一四三三号)

○住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願(第一四四一号)

○住宅金融公庫法案中一部修正に関する請願(第一五〇五号)

○建築士法案（衆議院提出）

○委員長（中川幸平君） 只今から建設委員会を開会いたします。

住宅金融公庫法案を議題といたします。質疑をお願いいたします。

○北條秀一君 住宅金融公庫法案の目的について先ず御質問をいたしたいと思います。

この公庫法案の第一條によりますと、結論的には銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通するというのでありますが、これによると本当に家に困つておる国民大衆に、健康で且つ文化的な生活を営むに足る住宅を与えようとしておるのか、或いはそうでなしに、とにかく誰が家を建ててもよろしい、ところが銀行が家を建てる金を貸さんから、そういう銀行の貸さない金を、誰でもいいから金を貸付けるということなのか、これでははつきりしないと私は考えるのであります。むしろこれでは何でもかんでもいいから、家が建てばいい、誰が建てようとも差支ない。ただ

その家を建てる金を貸してやるんだ、と、こゝろいふふりにとられるのであり

あります。

○政府委員(伊東五郎君) この住宅に困窮しているということは、これは当然のことでございますので、ここに直接には書いておりませんが、住宅に困窮し、尙且つ自己資金又は銀行などから資金の融通を受けられるという人々を除きまして、一般の金融機関などでは貸付けることができないという条件をここに書いてあるわけでございます。

国民大衆がこの住宅の建設に必要な資金で……住宅の建設に必要な資金というのは、困窮者が住宅を建てる場合の

ことを指しているのでありまして、直  
接には言っておりませんが、勿論困窮

者を対象とし、困窮者のうちでも資金の供給が受けにくいという趣旨でこの第一條が書いてあるわけでございます。

す。国民大衆と書きましたのは、特別に戦災者とか引揚者とかいうことなく一般にそういう條件に当嵌まる人を對

象とするという意味で、国民大衆の中でも特定の引揚者とか戦災者、非戦災者という区別をしないという意味で、

この国民大衆と規定したわけでござい  
ます。

○北條秀一君 昨年の八月建設大臣が

住宅審議会に對して諮問第一号を發せられた、その中を見ますと、勤勞者、引揚者、戦災者及びその他一般國民に

対する住宅対策ということについての諮問が出ていますのでありますが、その住宅審議会の議を経て本法案が検討さ

すと、御承知のような、今日の金融状態でありまして、なか／＼この金が、本家に住宅が欲しい国民に貸し出されないという結果を生むのではないかと、即ち十分な保証が必要であるとか、十分な担保が必要であるとか、十分な返済能力が必要である、勿論返済能力がない人に借すわけにはいかないでしょうけれども、それが銀行家的な考へ方でありまして、全く勤労者或いは引揚者、職災者というものは、融資の対象にならないというのを私は考へるものであります。でありますから、どうしても厚生行政の一環として考へるならば、その面の大任が、これに発言をし、又参画するということはどうしても必要じゃないかというふうに考へておるのであります。一本にするならば建設大臣一本にすればいい。それを関係大臣が主務大臣として参加するといふならば、大蔵大臣だけでありますと今言いましたように矛盾ができませんので、これを修正するといふ建前から言つて、厚生大臣が参加する方がいいんじゃないかというふうに考へるのであります。重ねてその点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(伊東五郎君) 大蔵大臣が主管大臣の一人に入つておりますために、償還という事柄が非常に大きく取上げられて、国民の厚生というようにことが影が薄くなる虞はないか、こういう御懸念のようでございますが、住宅問題は建設大臣が所管しております。この住宅問題は、広い意味における厚生行政でございます。この建設大臣が、この主管大臣の一人として入つておる以上は、償還ということだけで、本家の金融という面からだけ貸付け業務をやつて行く考へはございません。十分にその点は調整いたしまして、実際の運用において間違ひのないようにやつて行きたいと思つております。

○北條秀一君 そこで次に進みます。先、政府が提出されました予算の中に、予算説明書が付けられたのであります。あの予算説明書の中にあります融資区分というものは、これは先の懇談会において全部御破算にしたいという考へであります。その点をもう一度確認しておきたいと思つて、と申しますのは、今年八万戸建てる、その中、家の賃貸料、借家を建てる人に三万二千戸、住宅組合に二万一千戸、個人に確か二万七千戸という考へがあつたのですが、その点はどういふことになつておりますか。

○政府委員(伊東五郎君) 予算の説明書に、只今お話のような資金の使い方ににつきまして一応の案を提出されておりますが、その後のいろいろと検討をいたしました。又あの当時は、予算書を作り出す當時には、この法案はできておりませんでしたので、この法案に基いて、又実際の計画をやり直しております。但し全体の枠は、大体予算書の、予算の説明書にありました通り、大体八万戸程度を対象としたいと考へておりますが、その内容において若干変更しております。

○北條秀一君 それでは、その百分の七十以上に對して、個人及び住宅組合にどれだけの貸付かというふうな、枠と申しますか、そういうふうなことは全然予想されてないのですか。

○政府委員(伊東五郎君) 第十七條に、今のお話の貸付の対象が三つ挙げてあります。三が今お話の賃貸住宅を經營する会社法人でございます。これは全体の資金の年間を通じて三割以下に止める。一、二の個人と組合について七割以上の資金を使う、こういうことに法案がなつております。一、二の組合に貸付ける場合におきましても、結局は組合を構成する組合員が家に困つてゐるわけでございます。この点で、個人の場合と同様の方法で、組合員について審査をいたしまして、又申込が超過をするような場合には、両者の機会が公平になりますように、例えばこれを一緒にして抽籤にかけて決定するといふようなこともして行きたいと思つております。別に枠を作らずにやつて行きたいと思つておりますが、只今のところ、そういうふうに考へております。

○北條秀一君 私ばかり質問しまして恐縮ですが、今十七條が問題になりまして、これは業務の範囲でございまして、本法案の中心になつて来ると思つたので、その点について若干質問したいのであります。それは、只今保証の問題と、それから抽籤の問題を言われたのであります。抽籤といふことは、甚だ公平なものでありますけれども、實際には計画的に、且つ民主的に行かない。むしろこれは本家に住宅に困つて

いるという勤労者、引揚者或いは職災者というものを、実情を調べて、それが合理的に解決して行くという手段を取らなければ、今日まで行われておりましたような、なんでもかんでも、申込者を十束一からげにしてそれを抽籤するといふやり方では、甚だ困るという事実は、住宅局長よく知つておられると思うのですが、そういうふうな方法を今回考へておられるのかどうか。特に業務方法書の点は、同じく一つ作られるのであります。その業務方法書の中においては、今局長が言われましたような、単なる抽籤といふような方法を飽くまでも推し進めて行こうという考へでおられるかどうか、この点を一つ伺いたしたいと思います。

○政府委員(伊東五郎君) 私只今もつと言葉が足りませんが、何でもかでも抽籤で決めるというふうにお聴取りになつたかも知れませんが、その点をもう少し御説明申し上げます。個人々々につきまして住宅に實際困つてゐる、資金の獲得に困つてゐる、こういう事情をよく調べて、その度合の激しさを申します。一番困つてゐる人、一番金にも困り、家にも困つてゐる人を大勢の希望者の中から選定して行くといふことが、これが最も理想的な形だと思つて、併しこの場合に調べまして、その困つてゐる度合を決めるといふことは、結局口数も多いこととございまして、この多い人を公庫の職員などがこれを調べるわけなんです。なか／＼神様でないで、そこにいる／＼情実が入つたりするやうな危険もございまして、又家に困つてゐる度合といふものを、なかなか本家に公正に決定するといふことは

事務的にも非常なひまもかかりましようし、いろ／＼な異つたファクターがございまして、比較的困難な場合が非常に多い。今入つてゐる家が非常に狭いといふ場合とか、今入つてゐる家は非常にいい家なんだが、通勤に非常に時間がかかるんだ、そういう意味で困つてゐるとか、追立てを食つてゐるで困つてゐるとか、いろ／＼困り方にもそれ／＼事情が違ひましようが、それを、こつちが困つてゐる困り方が激しい、こういうふうなことを決めることはなか／＼困難だと思つて、そこでこの詮衡も必要でありますし、又詮衡の手に負へんところは神様の手によつて決めて貰ふという意味で抽籤も必要でございまして、両方の方法によつて決めることにしたいと思つております。即ち申込の場合に、困つてゐる事情とか、いろ／＼な償還能力とか、家族の工合とかいふものを申込書に書かせまして、それとして成程困つてゐる、或る水準以下の人だ、こういうことがはつきりしましたならば、これは良と見まして一応資格者としたしまして、それがその貸付の枠を超えらる場合には抽籤をする、こういう工夫を両方加味して行きたいといふふうに考へております。

○北條秀一君 何故そういうことを聞いたかと言いますと、この第十七條の第一項の第一号です。自ら居住するため住宅を必要とする者」とあります。これは恐らく住宅のない者に貸付けるという意味だろうと思つて、實際今日では自ら居住するため住宅を必要とする者」といふ者は相当の数があつて行きます。一つ極端な例

分には、その点は調整いたしまして、実際の運用において間違ひのないようにやつて行きたいと思つております。

○北條秀一君 そこで次に進みます。先、政府が提出されました予算の中に、予算説明書が付けられたのであります。あの予算説明書の中にあります融資区分というものは、これは先の懇談会において全部御破算にしたいという考へであります。その点をもう一度確認しておきたいと思つて、と申しますのは、今年八万戸建てる、その中、家の賃貸料、借家を建てる人に三万二千戸、住宅組合に二万一千戸、個人に確か二万七千戸という考へがあつたのですが、その点はどういふことになつておりますか。

○政府委員(伊東五郎君) 予算の説明書に、只今お話のような資金の使い方ににつきまして一応の案を提出されておりますが、その後のいろいろと検討をいたしました。又あの当時は、予算書を作り出す當時には、この法案はできておりませんでしたので、この法案に基いて、又実際の計画をやり直しております。但し全体の枠は、大体予算書の、予算の説明書にありました通り、大体八万戸程度を対象としたいと考へておりますが、その内容において若干変更しております。

○北條秀一君 それでは、その百分の七十以上に對して、個人及び住宅組合にどれだけの貸付かというふうな、枠と申しますか、そういうふうなことは全然予想されてないのですか。

○政府委員(伊東五郎君) 第十七條に、今のお話の貸付の対象が三つ挙げてあります。三が今お話の賃貸住宅を經營する会社法人でございます。これは全体の資金の年間を通じて三割以下に止める。一、二の個人と組合について七割以上の資金を使う、こういうことに法案がなつております。一、二の組合に貸付ける場合におきましても、結局は組合を構成する組合員が家に困つてゐるわけでございます。この点で、個人の場合と同様の方法で、組合員について審査をいたしまして、又申込が超過をするような場合には、両者の機会が公平になりますように、例えばこれを一緒にして抽籤にかけて決定するといふようなこともして行きたいと思つております。別に枠を作らずにやつて行きたいと思つておりますが、只今のところ、そういうふうに考へております。

○北條秀一君 私ばかり質問しまして恐縮ですが、今十七條が問題になりまして、これは業務の範囲でございまして、本法案の中心になつて来ると思つたので、その点について若干質問したいのであります。それは、只今保証の問題と、それから抽籤の問題を言われたのであります。抽籤といふことは、甚だ公平なものでありますけれども、實際には計画的に、且つ民主的に行かない。むしろこれは本家に住宅に困つて

いるという勤労者、引揚者或いは職災者というものを、実情を調べて、それが合理的に解決して行くという手段を取らなければ、今日まで行われておりましたような、なんでもかんでも、申込者を十束一からげにしてそれを抽籤するといふやり方では、甚だ困るという事実は、住宅局長よく知つておられると思うのですが、そういうふうな方法を今回考へておられるのかどうか。特に業務方法書の点は、同じく一つ作られるのであります。その業務方法書の中においては、今局長が言われましたような、単なる抽籤といふような方法を飽くまでも推し進めて行こうという考へでおられるかどうか、この点を一つ伺いたしたいと思います。

○政府委員(伊東五郎君) 私只今もつと言葉が足りませんが、何でもかでも抽籤で決めるというふうにお聴取りになつたかも知れませんが、その点をもう少し御説明申し上げます。個人々々につきまして住宅に實際困つてゐる、資金の獲得に困つてゐる、こういう事情をよく調べて、その度合の激しさを申します。一番困つてゐる人、一番金にも困り、家にも困つてゐる人を大勢の希望者の中から選定して行くといふことが、これが最も理想的な形だと思つて、併しこの場合に調べまして、その困つてゐる度合を決めるといふことは、結局口数も多いこととございまして、この多い人を公庫の職員などがこれを調べるわけなんです。なか／＼神様でないで、そこにいる／＼情実が入つたりするやうな危険もございまして、又家に困つてゐる度合といふものを、なかなか本家に公正に決定するといふことは

事務的にも非常なひまもかかりましようし、いろ／＼な異つたファクターがございまして、比較的困難な場合が非常に多い。今入つてゐる家が非常に狭いといふ場合とか、今入つてゐる家は非常にいい家なんだが、通勤に非常に時間がかかるんだ、そういう意味で困つてゐるとか、追立てを食つてゐるで困つてゐるとか、いろ／＼困り方にもそれ／＼事情が違ひましようが、それを、こつちが困つてゐる困り方が激しい、こういうふうなことを決めることはなか／＼困難だと思つて、そこでこの詮衡も必要でありますし、又詮衡の手に負へんところは神様の手によつて決めて貰ふという意味で抽籤も必要でございまして、両方の方法によつて決めることにしたいと思つております。即ち申込の場合に、困つてゐる事情とか、いろ／＼な償還能力とか、家族の工合とかいふものを申込書に書かせまして、それとして成程困つてゐる、或る水準以下の人だ、こういうことがはつきりしましたならば、これは良と見まして一応資格者としたしまして、それがその貸付の枠を超えらる場合には抽籤をする、こういう工夫を両方加味して行きたいといふふうに考へております。

○北條秀一君 何故そういうことを聞いたかと言いますと、この第十七條の第一項の第一号です。自ら居住するため住宅を必要とする者」とあります。これは恐らく住宅のない者に貸付けるという意味だろうと思つて、實際今日では自ら居住するため住宅を必要とする者」といふ者は相当の数があつて行きます。一つ極端な例

を申しますと、特別調達庁にみずから家を接収されておつて、そして別に間借りをしてゐる、或いは家を借りておるといふ人でも、これには当然該当するわけでありまして、ところが引揚者のごときは日本に帰つて参りまして、全く住宅のない、而も縁故先もないといふことになつて参りますと、一番住宅に困るのは引揚者だといふことになつて来るわけでありまして、そういう点は詮衡の際に一目瞭然とするわけでありまして、従つて冒頭に私が申さしたように、勤労者、引揚者、戦災者、こゝろふうな順序で詮衡が当然に行わなければならないといふふうに考へておるわけでありまして、この「自ら居住するたため住宅を必要とする者」という意味は、住宅のない者という意味なのか、その点を一つ明かにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) 住宅のない者といふふうにも、その明瞭にも考へておりませんが、住宅に困つておる者で自分の家を建てたい者、こゝろふうに考へておられますと申しますのは、厳密な意味において住宅がないといふ人は殆んどないわけであり、結局實際困つておる、いろいろな事情で部屋が狭くて困つておる、或いは同居して困つておる、そういうふうなことがありまして、住宅に困つておるといふ意味ではお話を通りだと思ひます。

○北條秀一君 次に住宅組合であります。住宅組合法による住宅組合といふふうには規定されておるものであります。先程保証の問題で、住宅組合の場合においても個人に対する保証力といふものを必要とするといふことであります。こゝろふうに考へておる、その場合は個人であつて、その個人も誰か保証人が付けばいいんだ、ところが住宅組合の場合は、住宅組合は無責任でありまして、組合として連帯責任がある。併しその上に組合員個人々々に更に保証人が要するといふことになりまして、住宅組合法といふものによつて保護されるべき住宅組合といふものが、個人の場合よりは甚だしく、不公平に扱われるといふことになりまして、この点はどうか。

と、一の場合は個人であつて、その個人も誰か保証人が付けばいいんだ、ところが住宅組合の場合は、住宅組合は無責任でありまして、組合として連帯責任がある。併しその上に組合員個人々々に更に保証人が要するといふことになりまして、住宅組合法といふものによつて保護されるべき住宅組合といふものが、個人の場合よりは甚だしく、不公平に扱われるといふことになりまして、この点はどうか。

○政府委員(伊東五郎君) この住宅組合の取扱につきましては尙研究して見たいと思ひますが、普通の場合に住宅組合といふことによりまして、組合員相互に連帯責任を負うわけですが、場合によりましては連帯責任だけでは不十分な場合が多いのじやないかと思ひます。過去の実績に鑑みまして、連帯責任によりまして、却つて償還の確保が期せられない、逆の効果があるといふこともございまして、或る場合には組合員について又個人の保証を要求する場合もあり得ると思ひます。組合の取扱方については尙研究して見たいと思つております。

○北條秀一君 研究して頂くことは誠に結構であります。そこで住宅組合についてあと二点だけお伺ひしたいのであります。その二点をお伺ひする前に、これは住宅局長は十分御承知だと思ひますが、東京都の住宅組合の実績を見て見ますと、曾て大正十年以降に、大震災を経て東京都が貸出した金は確か八百五十万円であつて、そして回収したのが八百二十万円で、僅かに三十万円の回収不能になつて、そしてそれが震災に遭つたといふことで、既住の住宅組合は決して私は悪い成績を示してないと思ひます。これは東京都について是非お調べ願へば導く分ると思ひます。そこで住宅組合法による住宅組合といふものを今回の法案の中に出されておるといふことは、住宅組合といふものを非常に尊重し、それに對して積極的に融資をして行くといふことが、今日の民主主義の時代から言ひまして最も相応わしいことであるといふふうには考へられます。何となれば、各種の協同組合ができておる際でありまして、国民が是非こうした連帯責任によつて組合を作つて行くといふ運動が好ましいといふ点から見まして、どうしても住宅組合法による住宅組合といふものを優先的に考へるべきである。ところが私は先年来各県庁に参りまして、住宅組合を強化するようといふことをしばしば申出しておるのでありまして、実は昨日も東京都の都庁に住宅組合の設置の許可を得たいといつて申出ましたところ、住宅組合の設置を許可しないのです、向うはなかなか。その点について住宅局長はどういうふうにお考えになつておるのか。住宅局長の方では、住宅組合といふものを許可しないようにという指示を出しておられるのか、或いは住宅組合を積極的に設立するようにという指導方針を示しておられるのか、どうなのかといふこと、それが第一。第二には、住宅組合法には北海道庁費及び都道府県費から住宅組合に資金を借すといふことになつておりますが、この点はどうかといふに今後措置されるつもりか。第三点は、住宅組合に對しては国有地、或いは公有地を隨意契約によつてこれを抵下げ又は貸付けることができるというふうになつております

が、この点についてどういふお考であるか三つの点を……

○政府委員(伊東五郎君) 住宅組合につきましては、先程も申し上げましたように組合員個人々々について第一の個人の貸付と同じように審査をして行きたいと思つておりますので、組合を結成したために特に優遇する、優先的に貸付を決めるといふふうには考へておりません。成るべく一、二号其国民大衆に對して公平に機会が与えられるように取扱いたいと思つております。従ひまして組合の認可権は都道府県知事にあるのでございしますが、これは最初組合法が施行されたときに、預金部資金で都道府県を通じて転貸をするといふ行き方をやつておつたわけでございます。資金の貸付と組合の認可といふものが一人の知事によつて決定されますことは、この点は非常にスムースに行つたわけでございますが、今回の場合は、金は金融公庫で貸すか貸さんか決まる、組合は知事の認可権にある、こゝろふうに考へておる、たとへば組合を作りましたも、結局資金の融通を受けられるといふことではないと組合を作つた意味は殆んどないと思ひますので、組合を知事が認可されますこと自体は、一向差支ない、止める必要はないと思ひますが、折角お作りになりましたも何か優先的な扱いを受けられるのじやないかといふ期待を持つて作られるといふことになりまして、却つて知事の認可といふことが非常な不親切なことに結果としてなる場合もありまして、できることならば、資金の方が決つてから認可して貰ふ、こゝろふうに、いま暫らく認可はむしろ差控えておく方がいいのじやないかと、こゝろふうに指導してあります。

それから第二の点、住宅組合法によりまして、都道府県でございしたか、などから資金の融通が受けられるようになつております。これは預金部資金の転貸を意味しておるわけでありまして、その外の場合、例えば今度の金融公庫からの融資といふことは、別に組合法でこれはいかんと考へておるわけではございませんので、この点は別に組合法に矛盾はなからうと考へております。

それから第三の点、国有地、公有地などの隨意契約によりまして抵下げるといふ規定でございしますが、これは実は大蔵省の所管でございしますので、大蔵省から一つ導いて頂きたいと思ひます。

○委員(中川幸平君) ちよつとお諮りいたしますが、この際本案と関係のある住宅金融公庫法案に關していろいろな諸願が出ておるので、議事の都合により一括して一つ審議にかかつて貰いたいと思つておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(中川幸平君) 質問はつとあつてありますから、一つお願いいたします。

それでは住宅金融公庫法案に關係のある諸願、陳情を一括して議題といたします。諸願のこの表の三、四、五、紹介議員が見えておりますから、これを一括してちよつと……藤井さんお願いできますか……それは藤井議員。

○委員(藤井丙午君) 私はこの日本鉄鋼連盟と、それから、全国鉄鋼更生協議会、それから鋼造船更生協議会、この三団体の代表者の諸願の紹介

を申上げておるわけでございまして、以下簡単に請願の趣旨を申述べたいと思います。御承知のごとく鉄鋼業が、終戦後鋼材生産が四十万トン程度の非常な慘憺たる状況でございましたが、その後国内の経済復興、最近は特に輸出貿易の振興の線に削りて逐年飛躍的な生産の増加を見せて参りました。二十五年度的ごときは普通鋼材だけで二百五十万トンの生産を見、そのうち六十万トン以上輸出を計画しておるようなわけでございます。これは業界の努力はもとよりでありますが、国家から非常に価格差補助給金等の援助を受けて、今日生産復興を見て参つておるののであります。ところが今申上げましたように、飛躍的な生産の増大に伴いまして、勞務者、特に技術労働者の不足が今や生産の大きな実害は隘路となつておるわけであります。というのは勤労者の不足ではなくして、実はこの勤労者の收容すべき住宅が非常に不足しておるために、延いては生産の隘路になつておるといふ実情であります。今申しました二十五年度におきまして、二百五十万トンの普通鋼材の生産が着々進んでおるような状況でありまして、今年度におきまして二万二、三千の勞務者の増加を見なければならぬ。それを收容する住宅の建設が不可能な状態になつておるわけです。同様のことは造船業界も殆んど同じような條件に置かれておるのでございまして、御承知のごとく日本の造船事業も、終戦後非常な殆んど禁止状態にあつたのが、連合国の好意によりまして、新造船建造が許されるのみならず、造船の輸出ということも許されることになりました。で、目下進行中の計画といたしまして

は、大型の鋼造船鋼で作った鋼造船、これが輸出用で十三隻で九万五千トン、第五次船が四十四隻で二十八万二千トン、改A型改裝船というのが二十五隻で十七万トン、修理船年間大体三千四百萬總トン、こういつたような非常な活氣を呈して参りました、特に輸出、造船の輸出ということが日本の今後の貿易の收支改善に大きな役割を持つておるのでございますが、これも今鉄の事情を申上げましたと同じような状況で勤労者の住宅に非常に困難を來たしているというような状況でございます。そこでまあ鉄鋼、造船といった重要産業の要請といたしまして、今回の住宅金融公庫の融資対象は、この法律案によりますれば、個人若しくは住宅組合、或いは特殊の建築会社に融資対象が限られておるのでございますが、この重要産業の業界側の希望といたしましては、一つこれらの重要産業の勤労者の住宅の融資に特段の一つ御配慮をお願いしたいと、その方法といたしましては、でき得れば、企業体に一括金融を許して頂いて、そうして企業体の責任においてこれらの勤労者の住宅を建てて行くと、こういつたことを是非一つお考え頂きたい。繰返して申し上げますれば、融資対象に、そういつた引揚者と同じように、先程北條委員もお話がありましたごとく、勤勞大衆特に國家經濟再建に最も重要な役割を務めつつある産業の企業体に、こういつた趣旨で融資を願えないかと、これが第一点。若しそれがどうしても困難という場合には、この住宅建設資金の貸出に當つて、先程伊東局長は國民大衆の公平を期するということを言われましたが、これは誠に尤もでございます。

ども、併し現下の国の再建途上のいろいろな事情等も十分御案願つて、今申しましたような、重要産業に特に重点的に住宅の建設をするような措置を一つお図り願いたい。又貸出に当つては、例えば企業体の使用者が、敷地、或いはその債務等につきまして、保証をいたした労働者に対しては、特に優先的にこの取扱をして頂く、話は細かいことになるわけでありますが、そういう場合、若し労働者が貸付資金によつて作つた住宅を譲渡するというような場合は、一時償還するというようなことなしに、使用者又は使用者の保証する個人に対して譲渡するような方法を講ずる、こういうような場合、本法案の修正が……どうしても企業体を対象に融資するということが困難でありますれば、施行細則等でこういうた優先的な取扱を是非御配慮願いたいと、こういうことが請願の趣旨でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長(中川幸平君) 本請願について政府の御見解をどうぞ、御発言願います。

○政府委員(伊東五郎君) 融資の対象として、沢山の労働者を使つておる重要産業会社も対象にするということにつきましては、いろいろ研究もしてしたのでありますが、結局この法案におきましては、これを対象とすることができないことになっております。会社で、この重要産業に属する会社が労働者の住宅を必要とする場合には、二通りあると思います。一つは会社の住宅として、給与住宅として持つという場合と、それから労働者に、自分に家を持たすという二つの場合があると思いますが、この給与住宅の方がこの法案

から除かれておるわけでございますが、これは資金全体が非常に少ないというところもございますし、成るべく家に困つておる人直接に貸そうという趣旨もございます。そういうようなことから、一応この産業会社については、その労働者個人を直接対象として貸す、こういう方法を取つて一応やつて見ようと、こういう考でございます。ただその場合におきましても、成るべく労働者個人々々が資金を借り易く指導する、こういうことは考えておりますが、ただ優先的な取扱という点につきましては、先程も申し上げましたように重要産業であるが故に優先的な取扱をするということは実は考えておりません。結果として、この会社の方がいろいろ敷地とか、ここにありますように債務を保証するとか、頭金を貸してやるとか、こういうようなことを多くの会社では現にもう考えているのでございしますが、そういう方法によりまして、一般の勤労者よりはこういう重要産業の、特に大きな会社などに勤めさせる人は、そういう方法によつて、会社の資金的なバックによりまして資金を借りる機会が多くなるのじやないか、結果として重点的な扱いをしておるようなことになるのじやないか、こういうふうに考えているわけでございます。それから今御説明ございませんでした、この第四号に、民主的な機関を設置してやると、こういうことにつきましては、貸付の決定につきまして、協議会のようなものでも作つて、これに民間の代表者も入れて、そういう発言する機会を持つようにいたしましたと考えております。

○委員外議員(藤井丙午君) 今度は主

客を切換えて、委員外議員の質問を許して頂きましょう。

○委員長(中川幸平君) 結構でございます。

○赤木正雄君 議事進行について、請願、陳情を審議しているんですがね。もう少し法案を審議して見まして、仮に採択しても、法案審議の結果、それはどうも採択することはできないというようなこともありましようし、或いはその法案審議をした結果、採択した方がいいということがありましようかから、如何でしょうか。もう少し法案を審議してから、請願、陳情を処理したかどうかでしょうか。

○委員長(中川幸平君) 赤木委員にちよつとご答えいたします。無論結論は出すつもりはありませんので、ただ見解だけをお聴きを願つて、そうして法案を審議して頂きたいと思ひますから、藤井議員が質疑があつたらですね。藤井議員の質疑だけをちよつと終らして頂きたいと思ひます。

○委員外議員(藤井丙午君) 各委員のお忙しい中を甚だ恐縮でありますが一、二質問をお許し願ひたいと思ひます。只今局長からのお話で、この企業体を融資対象にするということは、この法案で許されないと、実はその間の事情は、建設当局が関係方面と折衝される過程において、お骨折があつても、これは不可能であつた、こう伺っているんですね。これは本当の建前から言ひましても、私はなか／＼困難であると思つております。そこで今運用の面で、まあ企業体が頭金乃至は敷地なり、或いは債務を保証すると、こういったようなことで、結果から言つて重點的な運用に或ひはなるかも知れない

いうことが最も大切な点といふべきに考えます。従つてその点は伊東住宅局長及び建設省の方の考え方が非常に導うのじやないかと考えます。これはどうしても住宅組合を尊重し、それを育成するという方向に向つて行かなければならぬと考えます。併しこれは勿論討論になつて参りますので、もう一度その点について伺いたいのは、住宅組合の設立を、今後この法案が成立した際には積極的に各都道府県が指導をされるのか、或いは今のように住宅組合の設立については極めて消極的な態度を取つて行かれるのか、どうされるのか、もう一度その点をはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) 住宅組合については、只今のお言葉の中に、組合員個人に貸すというあれがありました。が、これはそうじやありませんので、組合に貸付けるわけでございます。ただその組合に貸付けるかどうかの決定の際に個人々々について調べ、又その抽籤でも必要になつた場合には個人個人を抽籤にかけて決めて行く、こういうことでございますので、その点ちよつと誤解のないように願ひたいと思ひます。

それからこの組合というものを積極的に育てて行くのかどうかというお話でございますが、いいものは大いに積極的に育てたいと思ひます。例えばこの職域で、先程からお話がありましたような、一つの会社の従業員が大勢貸付の申込をするというような場合には、成るべくこれは職域の組合としてやつて頂く方が貸す方も借りる方も、お互いにいいのじやないかと思ひます。そういう点は積極的にやつて行き

たいと思つております。それから地域的の組合であります、これにつきましては、この資金の回収などの関係もございまして、成るべく一団地に……厳密な意味の一団地でありませうが、東京都の各地にバラ／＼に建てるということではなく、或る地域にまとめて建てるということにいたしたいと思つております。それからその組合員は、皆同じように相当住宅の困窮者であり、そして貸付の対象になる人で構成されるようなものを対象としたいと思つております。

○北條秀一君 今の御説明であります、組合というものは全く意味ないと思つております。ことにその貸付の順位が団地を、団地に集約的に家を建てるという場合を優先されると、まあ、それを対象として考えたということになりますと、実際東京都内にしましては、大阪、名古屋にしましては、七人以上の人間が組合を作つて三百五十坪とか、或いは七百坪の土地を得てやるということ、住宅困窮者には全く不可能な問題じゃないかというふうに考へる。そうなつて来ますと、結局この法案によつて住宅融資を受けるものは、先程請願にありましたように、相当な官署又は銀行、会社が保証をして、そして土地を提供するといふふうなところに住宅の融資がされるのであつて、される結果になつて、そして本当に住宅に困つてゐる引揚者とか、といふものは、いつまでも住宅が手に入れることができないといふことになつて来ると思つておりますが、そこで、私はもう一つお伺ひしたいのですが、住宅組合法による、住宅組合に貸さないといふことになりますと、組合の存在の

意味というものはどういふふうになるわけでありませうか。

○政府委員(伊東五郎君) 住宅組合に貸さないといふことは毛頭ありません。ただ組合を結成したために、第一の個人と別な扱いをする、特別の枠を設けて優先をするといふことがないといふわけでありませう。まあ結果から申しまして、職域組合は別として地域的な組合は大した特点もない、作るだけの価値がないやないかといふことも考えられるわけでありませう。

○北條秀一君 今のお話で、私は先程申しましたように、住宅組合といふものを作つてやる方がいゝのだといふ考へ方と、伊東局長の考へ方は、住宅組合を作つたつて大したことはないから、むしろ住宅組合を作るより個人でやれといふ考へだと思つてゐるのですが、従つておのずから本公庫の運営が伊東局長の考へておられるような線に向つて行くと考へる。そうなる何故か住宅組合法による住宅組合といふものをわざと挙げたのか、こういうことに非常に不審を抱きます。私の先程主張しておりましたのは、住宅組合法に基づく住宅組合を大事にしないといふことを主張しておるのでありまして、これは更にこれから先きの質疑討論の際に譲りたいと思ひます。

そこで質問を進めまして、十七條の第三号の最後にその他の法人と書いてありますが、その他の法人とは一体どういふものを意味するののか、例えて申しますと、別途に請願が出ておると思ひますが、生活協同組合が、その組合員のために住宅を作りたいといふことを言つて来た場合に、そういった生活協同組合といふような法人は、この中

に含まれるのかどうか……

○政府委員(伊東五郎君) この法人は財団法人、社団法人といふようなものでありまして、生活協同組合もこの中にいれて差支ないと思ひます。但しです、この賃貸を行う会社の事業については、外に規定がございまして、建てた家を貸す人、借りる人、借りる人の選定の仕方、それから家賃など規定することになつておりますが、家賃は余り高いものはいかん、入る人は一般に公開されなければならぬといふ方針にいたしたいと思つておりますので、生活協同組合の組合員だけを対象とする賃貸住宅を作るといふ場合は、若干その方針と喰ひ違つてゐる点もありますので具体的の場合について調べなければならぬと思つております。

○北條秀一君 只今局長が言われました、家賃は余り高いのじやいかんといふことは、これは業務方法書の中に、そういうことを謳われるのでありましようか、どうなんでしょうか。

○政府委員(伊東五郎君) これは三十五條に規定してございまして、主務省令で定めることになつております。

○北條秀一君 家賃は余り高いものであつてはいけないうことであると思いますが、そうなりますと、第二十一條の貸付金の利率は、年五分五厘といふことになつておりました、これは別途に住宅局長から我々に提出されました公庫から貸付を受けたものの負担額についての資料が来ているのでありませうが、これと関連いたしまして、私は若干御意見を伺ひたいのであります。と言つてはいかんといふのは、余り高いといふのは、どの程度を指しているのか

御承知のように、今日公務員は六千三百七十圓の賃金ベースであります、その中から、例えばいろ／＼な人が、十坪の家で十七万圓借りて、五分五厘払つて、十年で年賦償還をしようとする、月千七百三十六圓といふものを払わなければならぬ。この一千七百三十六圓を、聞くところによりますと、衆議院で大部議論があつたものであります、果して千七百三十六圓でおさまるかどうかといふことも疑問であります、六千三百七十圓のベースの中から千七百三十六圓といふ家賃を払われるかといふことになる、非常に苦しいものだと思つてゐます。これは非常に家賃が高い、家を獲得するのですからいゝのかも知れませんが、高いといふふうなことになると思いますが、余り高いものであつてはいかんといふことは、一体どういふふうな方針でお決めになるのか、その点、これをもう一度詳しく述べて頂きたいと思ひます。

○政府委員(伊東五郎君) この十七條三號の賃貸の住宅については、大体コンクリートのアパートを、差当り考へてゐるわけでありませう、その場合に五分五厘で、償還期間は三十年になつております。融資は七割五分を融資するといふこととございしますが、三十年で償還をするような計画を建てますと、家賃が相当高くなります。ただ三十年経ちましたもコンクリートのアパートですと、まだ残存価値が相当あります。三十年経つても家が腐ること何もありませうから、後に相当資産が残りますから、そういうものを計算に入れますと、或る程度の低い家賃が決まるわけでありませう、三十年で、五分五厘といふことで計算をしますと、

相当高くなるのです。それを、家の耐用年限に応じてもう少し低い家賃で決めて貰いたいといふことにいたしたいと思つております。これはまだ確定的なものじやありませんが、大体坪当たり二百四圓程度、十坪ありますと二千四圓の家賃になります、大体その程度のもので決めたと思つております。

○北條秀一君 第二十一條の「第十七條第一項及び第二項の規定による、貸付金の利率は、年五分五厘とし」といふことは、これはどう考へたつて非常に高いといふことは、いろ／＼計算すれば分ると思つてゐます。又これについては、高いか安いかといふことについては、私余り詳しく述べませんが、これをどうしても年五分五厘にしなければならぬといふ理由もなければ、従つて又同時に下げてよいといふ理由も成立つわけでありませう、これは五分五厘を四分五厘乃至三分五厘に下げるといふことについて、政府は考へられたことがあるのでありませう、その点をお聴きたいと思つてゐます。

○政府委員(伊東五郎君) 例へば木造の場合で申しますと、先程お話がありました、十坪の家でも七割貸して十年で償還する、そういう場合には、税金などを全部見ますと千七百三十六圓といふものの負担になるわけでございます。これはもう少し安い場合もありませう。七五割貸して十五年まで掛けるわけですから、その場合には少し低い負担になります。これは、こういう五分五厘といふ率にいたしまして十五年償還するといふことにはいたしました結果、そうなるわけでございますので我々としては、できるだけこの負担を

軽くするよう／＼と研究もし、関係方面との折衝もしたわけでありすが、一応この五分五厘と言いますのは、見返資金の公共団体に對する融資の場合、国債の利子、そういつたような、現在行われております利率としては最低限のものを押さえた、又それを得ないような状況になつたわけでございますので、公庫の直接の費用としましては、実はこの貸付金について五分五厘までは経費はかからないのでございまして多少のゆとりはあるわけですが、結局そういう條件が決まりましたので、こういう住宅政策を担当するものとしては、不満足な点も実はあるのでございすが、こういうような條件にせざるを得なかつたわけでありすが、その点一つ御了承願います。

○北條秀一君 それでは金融公庫を運営した場合の資金コストは一体どれくらいになるのですか。誰でも結構です。

○政府委員(伊東五郎君) これは実は初年度は五分五厘取りましても実は赤字になります。これはまあ止むを得ないと思ひますが、まあ平年度と言ひましか、毎年これぐらいの事業をずつと続けて行くことになりすが、コストは的確にはまだ出ておりません。委託業務なんかの手数料なども十分折衝が済んでおられますので、そういう関係から十分正確なことは申し上げられませんが、恐らく四分以内になるのじやないかと思つております。

○北條秀一君 見返資金とか国債の利子等の関係は先程お述べになつたのでありますが、公庫の狙うところが實際に住宅のないものに対する資金の融資ですから、資金コストというものが、

資金コスト以下に私は金利を下げたて行くと、こののが厚生行政、或いは建設行政から行きまして至当なことだと思ふのであります。そういう点から行きまして五分五厘というのは非常に高い。少くとも五厘なり六厘高いということを考えてゐるので、四分以下に次年度からは下げられるというならば、当初からこれは三分五厘なり或いは三分八厘なりに下げるといふことが至当ではないかというふうに考えますが、それがどうしても関係方面との折衝の結果できないような口振りであります。この点についてもう少しはつきりした事情をお知らせ願ふならば非常に幸いだと思います。

○政府委員(伊東五郎君) ちよつとそれ以上の御説明はいたしかねます。

○北條秀一君 速記を止めて貰ひたい。

○委員長(中川幸平君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(中川幸平君) 速記を始め。

住宅公庫法案の質疑はまだありましか、又次回にいたします。

○委員長(中川幸平君) それでは建築士法案を議題といたします。提案者の説明を承りたいと思ひます。提案者、衆議院議員田中角榮君。

○衆議院議員(田中角榮君) 建築士法案の提案理由の説明をさせて頂きます。

過般来より衆議院建設委員会各議員提案をいたしまして、法案の立案に當つておりました建築士法案も、各議員の御協力を得まして、去る四日

衆議院に提出、去る五日衆議院建設委員会に付託になりまして、建設委員会の審議を煩わし、衆議院を通過いたした。衆議院建設委員会の御審議を煩わすことになつたのであります。建築士法案の提案の理由及び要旨を総括的に先づ御説明いたします。

建築物の災害等に対する安全性を確保し、質の向上を図ることは、個人の生命財産の保護と社会公共の福祉の増進に、重大な關係を有するものであります。そのためには、専門の知識、技能を有する技術者がその設計及び工事監理を行うことが必要であります。

建築士法は、この趣旨に則り、建築物の設計及び工事監理を掌る技術者の資格を定めて、試験制度により、建築士の免許登録をすることにより一定の技術水準を確保すると共に、その業務に対する責任制度を確立しようとするものであります。

過去数十年來、建築士法制定の必要は、識者の唱導して來た所でありまして、欧米においても、既に建築士制度を法制化し、建築の設計及び工事監理に知識技能豊かな専門技術者を當てて、建築設計技術の向上と設計者の責任制度の確立に努めておる状況であります。

今回政府においては市街地建築物法を全面的に改正すると同時に、臨時建築制限規則を廃止して、建築手続等も極力簡易化せんと企圖しております。丁度この時建築士制度の法制化を実現しますことは、両々相俟つて、今までの監督行政を脱し、民主的な建築行政を確立する所以と考ふる次第であります。次に本法案の内容に關し特長とする

点を二、三御説明いたします。

第一に、試験による免許登録制度によつて、建築の設計及び工事監理の専門技術の一定水準の保持とその向上に資することができま。

第二に、建築に際して建築関係法規の確實な適用が期待されると共に、建築士の創意工夫により合理的且つ経済的に建築物の安全性の確保等と経済価値の増進を図ることができま。

第三に、建築の設計は建築士に、工事の実施は建設業者にととの／＼責任の所在を明確にすることにより、相互に不正過失の防止を図ることができま。

第四に、建築士制度の確立により建築主は設計、建築手続、工事監理についての煩瑣な事務を、建築士を信頼して委ねることができるようになりま。

最後に経過措置について若干説明を附け加えます。かかる制度が新たに設けられますと、現在までこの方面の職に従事していた人々が或は試験に落ちて職を奪われはしないかという心配が起ります。本法においては、我が国の現状に鑑み、建築士を一級及び二級に分けておの／＼その適当な職分を支持つことができるよう配慮してあります。また、この心配は少いのであります。更に附則において、現在の有資格者に対しては暫定的に試験を用いず、選考によつて免許を与える道を開いております。又この場合の學歷や業務経験の基準を十分に実情を考慮して一方余りに緩に失して法の目的を阻害せしめないと共に、他方余りに嚴に過ぎて、現在の當業者を困らせることのないように十分に留意したつもりであります。

以上で本法案の概要を御説明申し上げました。何とぞ十分に御審議の程をお願いいたします。

次に本法案の各條につきまして簡単な御説明を申述べたいと思ひのであります。第一章は総則であります。第一條は法の目的を明らかにしたものであります。第二條は法文中に出て来る用語の定義であります。建築士という名称はアーキテクトの訳語として、現在すでに我が国でも通俗的に使用されております。これが本法により法律用語となると、これに類似の用語の使用は禁止せられます。

建築士を二階級に分け、程度の高いむずかしい構造物を設計する人を一級建築士、その次の程度のものを設計する人を二級建築士としたのであります。二階級に分ける方が現状に即すると考えられたのであります。

名称の先例としては、教育職員免許法に一級普通免許状及び二級普通免許状という言葉が使われております。当初は建築士及び建築工務士という案もありましたが、工務士の名称は外国のエンジニアの訳語と間違えられれることを恐れて避けました。又建築士及び建築士補の案も出ましたが、必ずしも輔佐的な仕事に限らないという理由で止めた。この外建築士及び建築工士の案も考えられましたが、原案の方が一般に分りやすいであろうという理由で採用されました。

工事監理という言葉は、普通に工事の監督という場合よりやや狭い意味に定義されております。法律で縛るのはこの範圍として、建設業者との境界を明確にするよう留意したものであります。

尙第二十一條の業務の條で明らかな通り、建築士が工事の監督をすることは差支ないであつて、ただ法律的な責任としては、設計及び工事監理の範囲に限られるわけでありませう。

第三條は、建築士に権限を与え、これを保護する趣旨の條文でございませう。これは元來別の法律といたしまして近く政府から提案されるであろう建築基準法に規定するのが適當でありませうが、一応本法に簡明に規定いたして、詳細は同法に譲る予定でございませう。

尙建築基準法の成立が遅れるような場合には単行法として出すことも考えられておるのであります。学校、病院、劇場、百貨店等特殊用途の建物で九十坪以上のもの、鉄筋コンクリート等木造以外の建物で二階以上又は六十坪以上のもは、一級建築士でなければ設計又は工事監理ができなくなります。

又特殊用途の建物で三十坪以上、木造以外の建物及び木造でも三階以上又は九十坪以上のものは一級建築士又は二級建築士でなければ設計又は工事監理ができなくなるのであります。その外の建物、即ち特殊用途の建物で三十坪未満のもの又は二階までの木造で九十坪未満の建物はこの規定ができてからでも設計又は工事監理ができるわけでございます。従つて一般の木造住宅の建築等に対しては大きな影響を与えないのであります。この緩嚴の度合につきましては論議の余地が尙あることと思ひますが、我が国の現状から一步前進した形といたしまして上述の通りの規定を構想いたしておる次第であります。

第二章は免許の章であります。本章は建築士の免許、登録制度に関する規定でございます。

第四條は、一級建築士の免許を國が行い、二級建築士の免許を都道府県が行うとしたのは、二級建築士の仕事が大體その都道府県内で行われると予想されますので、実情に即した免許を行ひ得る便宜があると考えたからであります。先例といたしましては、保健婦、助産婦、看護婦法による甲種看護婦は國で、乙種看護婦は地方で免許することになつております。

第八條は建築に関する犯罪者は勿論不適格でありますし、その他のことに關しても禁錮以上の刑に處せられた者是不適格といたしました。ただ後からこの條文に對しましては御質問、疑義等があると思ひますが、禁錮以上の刑に處せられた者、及び建築に關し、罰金以上の刑に處せられた者は全然不適格であるかといふと、さういふものではなく、職問その他によりまして尽すべき手段を盡して、尙取締のできないといふような者を審議会の議決によつて不適格者として決定するつもりであります。

第十二條は、試験の課目といたしましては、建築設計及び製図、建築構造、建築施工、建築材料、建築衛生、電気並びに給排水等の建築設備、建築関係法規等に関する基本的な事項が予想せられております。一級建築士に對しては、この外構造力学、暖冷房設備、建築史、都市計画等に関する常識的な事項が加わることも予想されます。

第十三條は、試験は少くとも一年に一回は行うこととして、免許の機会を長い間塞ぐことのないようにした規定でございませう。

第十四條及び第十五條は、受験資格を定めたもので、その年限を明示いたしました。別紙の参考圖の通りになるのであります。この別紙はお手許まで配付申上げたいと思ひます。学校の課程といたしましては、建築又は土木といたしましては、両学科共建築物の安全性に關係する構造力学を十分に修得しておると見られるからであります。一般に建築と土木の學歴に特に差別をつけなかつたのは、建築、衛生、設備又は意匠方面の知識は建築に關する実務経験中に修得されるものと予想せられるからであります。従つて、第十五條第一号のごとく、学校卒業が直ちに資格を生ずるような場合に限り、土木工学科の卒業生に對しては、更に建築に關する実務経験二年を必要とした次第であります。機械、電気、衛生等の課程を修めた者も同様に取扱つたらどうかといふ要望もあるものであります。これらは構造力学に關しては不安な点がありますので採用いたしませんでし。

第三章は即ち試験の項でございませう。本章は資格試験の方法、受験資格等に関する規定であります。

第十六條は、受験手数料は一級建築士に對しては八百四十圓、二級建築士に對しては府県の実情に応じてそれ以下の額が予想されておるのであります。

第十八條の二項は、建築士は法令に適合した設計をせねばなりません。この規定があるために、建築士の設計した建築物に對しましては、特に許可手続を簡易にすることができるようであります。

鉄筋コンクリート等の構造物を設計するには、構造力学に關する基礎知識を必要とすると考えたからであります。學歷の全然ない者に對しましては、二級建築士の経験四年を必須要件とし、その間にこの方面の知識を補えるものと予想したのであります。

第十四條第四号及び第十五條第三号に「前各号と同号以上の知識及び技能を有する者」とあるのは、大體、外国の學校を卒業したものや予想いたしておる次第であります。

第十六條は、受験手数料は一級建築士に對しては八百四十圓、二級建築士に對しては府県の実情に応じてそれ以下の額が予想されておるのであります。

第十八條の二項は、建築士は法令に適合した設計をせねばなりません。この規定があるために、建築士の設計した建築物に對しましては、特に許可手続を簡易にすることができるようであります。

第三項は、工事施行者が建築士の注意に従わない場合、建築士はその旨を建築主に報告せねばなりません。その結果、建築士の依頼によつて、建築士が更に種々の措置を取ることは當然考えられるところでありませう。これは本法規定の範圍外のことでありまして、建築主と建築士との間の別の民法上の契約に基く行為となるのであります。

第十九條は、設計変更の場合は原則として行ふことになつており、従つて、その責任も當然原設計者が負ふことになつております。何かの事情で、例えば設計者が遠隔の地におる場合等、原設計者の承諾が得られなかつたときは、他の建築士が自己の責任において変更することになるのであります。この場合変更部分の設計責任は変更を行つた建築士が負ふことは勿論でございませうが、將來その建物に障害が起り、それが設計変更のために生じたということが技術的に確認されたときは、その責任は設計変更者が負ふべきものと解せられます。

第二十條は、建築士が設計圖書に記名、捺印してその責任を明かにいたした規定でございませう。

第二十一條は、建築士は本來の業務の外、本條に掲げる業務を當然に行ふことができます。建築手続の代理業務は、府県によつては、條例による免許制度を採つてゐるところもありませうが、本法による建築士は、その條令に拘らず、當然に代理業務も行ひ得ることといたしたのであります。

第五章は、建築士事務所の項であります。建築士が業務を行う建築士事務所に關しましては、当初登録制にすることも考えられましたが、種々の事情で單なる届出制に改められたわけでありませう。従つて府県毎に建築士事務所名簿を作成する等のことも法律には規定されませんでしたが、これらの仕事は民間の団体、即ち建築士会等において自主的に、公衆の便宜を図るべきものと考えておるのであります。

第二十三條は建築士事務所を開設する

つております。何かの事情で、例えば設計者が遠隔の地におる場合等、原設計者の承諾が得られなかつたときは、他の建築士が自己の責任において変更することになるのであります。この場合変更部分の設計責任は変更を行つた建築士が負ふことは勿論でございませうが、將來その建物に障害が起り、それが設計変更のために生じたということが技術的に確認されたときは、その責任は設計変更者が負ふべきものと解せられます。

第二十條は、建築士が設計圖書に記名、捺印してその責任を明かにいたした規定でございませう。

第二十一條は、建築士は本來の業務の外、本條に掲げる業務を當然に行ふことができます。建築手続の代理業務は、府県によつては、條例による免許制度を採つてゐるところもありませうが、本法による建築士は、その條令に拘らず、當然に代理業務も行ひ得ることといたしたのであります。

第五章は、建築士事務所の項であります。建築士が業務を行う建築士事務所に關しましては、当初登録制にすることも考えられましたが、種々の事情で單なる届出制に改められたわけでありませう。従つて府県毎に建築士事務所名簿を作成する等のことも法律には規定されませんでしたが、これらの仕事は民間の団体、即ち建築士会等において自主的に、公衆の便宜を図るべきものと考えておるのであります。

第二十三條は建築士事務所を開設する

る場合の届出に関する規定でありま  
す。出張所については規定せられてお  
りませんが、独立して業務を行う場合  
は一個の建築士事務所として当然届出  
なければなりません。

他の府県へ移転した場合は、元の果  
へ廃止届を、新たな果へ開設届を  
することになるであります。

第二十四條は、一人の建築士が多数  
の建築士事務所を持つことを禁じた規  
定でありまして、これによつて責任あ  
る業務を行わせようとするものであり  
ます。法人等で各地に支店、出張所を  
設ける場合には、専属の建築士を配置  
しない限り、建築士事務所と称するこ  
とは当然できないのであります。

第二十五條は特定の建築物の設計、  
及び工事監理は建築士でなければでき  
ないで、設計料等を独占的に不当に  
引上げられた場合には、一般の人が迷  
惑することになります。又、逆に競争  
的に不当に引下げようとなることが起  
れば、正当なる業務を行ない得ないよ  
うになることがあるのであります。料金の  
最高又は最低の基準は建築士会等の民  
間団体が地方別に自主的に定めること  
が最も適当と考えられますが、何らか  
の事情で行われ難い場合を予想いたし  
まして、必要があれば建設大臣も中央  
建築士会の同意を得てこれを勧告する  
ことができるように規定いたしましたので  
あります。

第二十六條は、建築士事務所の監督  
に関する規定でありまして、不都合が  
あつた場合は都道府県知事が閉鎖を命  
じ得ることになつております。但し閉  
鎖命令も重大な問題でありますから、  
聴問並びに審議会の同意を必要とい  
したのでございます。

第六章は、建築士審議会及び試験委  
員についてであります。

即ち第二十八條は、建設省に中央建  
築士審議会、地方に都道府県建築士審  
議会を置き、本法施行に伴う重要事項  
の審議に当らせると共に、関係各庁に  
建築士を置くことができることになつて  
おります。これはこの種法律の民主的な  
運営に必要な措置と考えられます。

第二十九條は、審議会の委員は原則  
として建築士の中から建設大臣、又は  
都道府県知事が委嘱することになつて  
おります。一般にこの種、審議会は関  
係官庁の職員や学識経験者を以て構成  
するものが従前の例であります。大臣  
や知事の諮問機関に官庁の職員が入る  
必要はないという意見もありません  
で、且つ餅は餅屋の方が適當であらう  
ということ、原案のごとくいたした  
次第でございます。勿論、建築士の資  
格があれば、官庁の職員や学識経験者  
も委員となることのできるものであり  
ます。

二項は小さな府県等で建築士の数が  
十分でないような場合には、その他の  
学識経験者を以て補充することもでき  
うになつておるのであります。

第三十二條は、本法施行上必要な試  
験委員も原則といたしまして建築士を  
以て當てることになつております。こ  
れはかかる制度を技術的に権威づける  
ゆえんと考えられたからであります。

第七章は罰則であります。原則とい  
たしまして、余り重い刑罰を科するこ  
となく、行政上の運用によつて措置す  
る方針を採つております。例えば、建  
築士が法令に適合しない設計を行つた  
とき、建築主に対する報告を怠つたと  
き等は、すべて第十條にいうところの

「不誠実な行為」をしたものと見なし  
て業務の停止又は免許の取消等によつ  
て臨み、刑罰は科されないことになつ  
ておるのであります。

第三十五條は、本法による最も重い  
刑罰でございます。第三号は不誠実な  
行為によつて業務停止を命ぜられたもの  
がこれに違反した場合であります。第  
四号は専任の建築士を置かず建築士  
事務所を開設した場合で、第一号に言  
う業務を行うための名称詐称に等しい  
と認められます。第五号は建築士事務  
所が都道府県知事の閉鎖命令に違反し  
た場合であります。

第三十六條は、これは前條よりも軽  
い罪で、体罰は含んでおらないのであ  
ります。第一号は単純な名称詐称の場  
合であります。第二号は試験委員等が  
不正を行つた場合であります。

第三十七條は最も軽い過料処分であ  
ります。これは建築士事務所の届  
出を怠つた場合に適用されるのであり  
ます。

附則について簡単に申し上げます。第  
一は施行期日に関する規定でありま  
す。第二十二條の建築士でないものが  
建築士の名称を用いてはならないとい  
う規定、及び第五章の建築士事務所  
に関する規定は、実際に建築士が選考さ  
れて業務を開始し得ると認められる時  
期、即ち明年七月一日まで施行を延期  
いたしたのであります。第二から十二  
までであります。二項から十二項ま  
では現在設計及び工事監理を業として  
いる者に対する経過的な措置を規定し  
たのであります。かかる人々に対し  
まして、試験を行わず、選考により資  
格を与え得る便法が講ぜられておるの  
であります。余りにも緩やかに過

ぎて本法の趣旨を没却されることにな  
らうに、必要と認められるものに対  
しましては考査を行うこともできるよ  
うになつておるのであります。二項三  
項の選考の対象となる資格は、第十四  
條及び第十五條の受験資格より若干き  
つくなつておりますが、即ち経験年数  
において一年乃至二年くらい延長され  
ていますが、これは試験を省略するた  
めの当然の要請であります。但し、従  
来正規の学校を出なくて、この種業務  
に従事する者も若干あります。その  
救済のため、実務十五年の経験を有  
する者は一級建築士に、実務十年の経  
験を有する者は二級建築士に、それぞ  
れなれる道を開いてあります。勿論こ  
の場合には第七項による考査を行つて  
実力のない者が建築士となることは防  
止せねばならぬものと考えます。この  
條項に對しましていろいろ御質問御  
疑念があると思つておりますが、二  
項の第四号に規定したものの中には、  
今までの種々の條文が不備のため  
に実力がありながら実際に試験を行わ  
なければ経過措置によつて拾ひ上げら  
れなかつたといふことが、即ち専門  
学校令によらない学校、中等学校令に  
よらない学校で専門な学校がございま  
す。それは即ち専門学校に準ずる学校  
では中央高等工学校、早稲田、日大、  
法政の各高等工学校、武蔵高等工学校  
といふことが高等工学校、及び中  
学校令によらない学校であります。こ  
れに準ずる学校、即ち築地の工学校  
早稲田工学校、中央工学校、東京工  
学校、法政工学校、日大工学校のこと  
もこの第四号において拾ひ得るよ  
うにしてあります。尚第五号の「建築  
士」に關して十五年以上の実務」といふこ

とであります。これは即ち建築士法  
案の主目的を達成するに逆行しない人  
を実は規定しておるわけでございます  
。條文として書き込むことは非常に  
技術的にむづかしいのでこのような條  
文になつておりますが、大体の考とい  
たしまして、現在学歴はないのであ  
ります。が、実務経験十五年以上あり  
且つ東京都並びに大阪府等によつて條  
例で試験をいたし、その合格者が建築  
代理士としてこの種業務に携わつてお  
る現在の人選を大体の対象として指し  
ておるわけでありまして。第四項は選考  
の資格は明年三月三十一日を基準とい  
たし、選考の申請は同じく四月三十日  
までとしてあるのであります。これは  
種々の準備等に要する期日を見込んだ  
ものであります。第五項から第十項ま  
での選考委員に関する規定は試験委員  
に關する規定に準じたものでありま  
す。但しこの場合未だ建築士がござ  
いませんので、選考委員は関係官庁の  
職員と学識経験者を以て當てること  
にいたしておるのであります。第十一項  
は選考及び考査の基準といふのは、実  
務経験とは如何なる経験を指すか、如  
何なる場合に考査を必要とするか、或  
いは考査の課目等に関する事項で、こ  
れが各地方で区々にならないため建設  
大臣が告示をすることになつておるの  
であります。考査の課目は大体前に  
述べた試験課目に準ずるものと考  
えられております。第十二項は本年は選  
考前でありますから当然試験は行われ  
ません。初の試験は明年の後半にな  
ると考えられておるのであります。  
第十三項は建築士が定まるまでの建築  
士審議会の暫定的な構成を規定いたし  
たものであります。第十四項は建設省

設置法に事務的な改正を行う規定であります。

以上で甚だ雑駁なものでございまして、たが逐條の御説明を終りたいと思ひます。よろしく御審議をお願いいたします。

○北條秀一君 質問していいですか。

○委員長(中川幸平君) どうぞ。

○北條秀一君 大変御努力になりました。建築士法案をお作りになったことについて敬意を表しますが、今御説明になつた咄嗟の間でありますので、十分まだ法案を勉強しておりますが、以下五、六點の付きました点を質問いたします。

第一は、十四條の第三号、二級試験に合格した者が二級試験後四年を経たなければ一級試験を受けることができないというふうに規定されておりますが、これは大学を出たものが二年経つたら一年実務の経験を経れば一級試験を受ける資格ができるのであります。その点と考へますと、大学を出て一年間の経験を経て試験を受ければ一級建築士になれるところが、二級試験に通つたために、四年間それが待たなくちゃならないことは、一つの矛盾ではないか。だから、当然二級試験を通じて人は一年経つたら一級試験を受けて資格を与えていいのではないか、こういうことが先ず考へられる。

第二点は、十五條の第四号であります。建築に七年以上の経験がなければ二級試験を受けることができないというのであります。問題は試験に重点を置かれると思うのでありますが、従つて必ずしもこれは七年でなくとも、五年でも私はいいと考へます。何故ならば、旧来我が国のいわゆる大工さんは親代々大工をやつておる家が非常に

多いのであります。私は特にその一つの実例の例であります。そういふところは生れ落ちるから大工をやつておる。そして、これは一人前になつて大工を始めるときには相當の腕を持つておるわけでありまして。そういう人を七年以上も経たなければ二級試験を受ける資格がないといふことは、これは決して日本の現状には即しない。このことは曾て建築学会の皆さんと議論したことがあつたのであります。この点は七年が長過ぎやしないかといふことが私の考であります。

その次に二十九條の委員の点であります。この委員には恐らく、非常勤であつて、従つて委員は何らの手当を貰わないといふように解釈できるのであります。それはそうなのかどうかといふこと。

それから第四点は、遡りますが第五條第三項、建築士の試験を受ける免許手数料であります。これは三千円、二千円といふふうに定めております。が、他との関係においていろいろ事情を一応御説明願ひたい。

それから次に、附則の二の五項であります。十五年以上といふのは先程私が申しました理由と同じですが、これは甚だしく私は日本の現状に合わない、自分のことを申し上げて恐縮ですが、私は親子五代目の大工であります。従つて小学校を出たときには相當のいはば経験とあれを持つておつたわけなんです。そういうのが非常に日本に多い。でありますから十五年以上の実務の経験を有するといふのでなくて、これはもつと下げていいのじやないかと思ひます。要するに建設大臣が選考

するのでありますから、その実情に即してやればいいのであります。必ず十五年にしないとも、十年でも結構と思ひます。従つてこの三項の五であります。同様に二級試験を受ける場合に、十年以上の実務の経験を有する者、これも私は先を十年にすればこれは五年にしていいと思ひます。一貫いたしまして、これは学校を出るという者を尊重して、實際に日本にあるところの、親代々から薫陶を受けて建築をやつておるという人達を非常に粗末に扱つておるのじやないかという点が考へられるので、その点についての御見解を願ひたい。

それから最後に、附則の十四項の「建設省設置法の一部を次のように改正する。」とありますが、これは大したことでありませんが、見て直ぐおかしなところがある。見ても、それは「第十條の表中測量審議会の項の次に次の二項を加える。」とありまして、中央建築士審議会、一級建築士試験委員会といふふうになつております。が、中央建築士と一級建築士と如何にも肩を並べております。一級建築士の上に中央建築士があるといふふうに感じます。で、これを建築士中央審議会といふふうの名前を変えた方がいいのじやないかと考へます。如何でしようか。以上であります。

○衆議院議員(田中角栄君) お答え申し上げます。先ず第一問の二級建築士合格者が、四年以上経たなければ一級建築士にならないといふのは、少し実情に即しておらないじやないかという御質問のようになつておる。が、この問題も、それから第五番目の問題も同じであります。この種の法律案

の目的が、やはり高度の技術水準というものを求めておるという、根本の目的を一つ持つておるわけでありまして、その意味で現在の実情に鑑みまして、私達立案者は一級、二級といふふうに原案の通り規定した方が実情に適するのではないかと、こゝういふふうに考へたのであります。が、私達も立案の當時、かかる試験は全部学歴、経験を問はず、まさに平等という原則に立ちまして、国家試験を行なつた方がよろしいといふことを考へたのであります。

が、現在税務代理士といふようなもののように、学歴偏重といふふうには十分ならないように、国家試験を一律に行うといふことも強い意見ではあつたのであります。が、いろいろこの種法案を参照いたしましたときに、現在の日本の建築技術といふ面から考へまして、実情に副う法律を作る、條文を作る、そういう意味で、而も尚緩やか過ぎないよう、に、厳に過ぎないように、過渡的な現象を十分直視しまして、現実とこの法律案施行がマッチするようにするには、現在の日本の状態では、大体このようなのがいいのではないかと、こゝういふふうに考へたのであります。が、御意見は非常に私達自身も考へましたものでありますので、もつとよく研究する必要があると思ひます。

尚第二点は、同じような御趣旨であると思つておる。が、経験年数を七年経たなければ二級建築士受験資格がない。これを五年にしたらどうかといふことも考へられておるのであります。が、當時建設省並びに建築士会でお作りになつた案といふものは、この案よりももつと強い案であつたのであります。が、私達は、私自身もこ

ういふ原案に対しては非常に不賛成であるといふので、一年間もこの種法案を各國の例を研究いたして、ようやく今国会に間に合うようになつたのであります。に、一級、二級といふふう

に、試験の関門を設けて高度の水準を得るためには、大体私達が考へまして、現在第一線におりますものは、私達が普通に考へておつた二級建築士であります。併しこの法律案を實際に作ることにになりましたときには、現在第一線におりました人達を大体一級建築士として拾ひ上げるようにいたしまして、現在第二級建築士として考へておりますのは、個人で責任を以て營業を行なつており、且つ大学を出、成規の課程を修めたといふのと同じ程度の高等力学その他を同じ程度に修めるには、大体やはりこの程度の経験年数を有して、この間に修めて頂いて、それで二級建築士であつても、二級建築士として三年か四年のうちにこの程度の實力を作つて頂いて、一級建築士の試験を受けて頂く、そうでないと余り四年が三年になり、七年が五年、四年になるということになると、實際問題として相當高度な試験を行うといふことは無理ではないか、こゝう考へたのであります。が、中には二年、三年で二級建築士の試験を受けられるといふ人も出て来るであらうと思ひますが、一般的に考へまして、実情に即すのは大体七年と、こゝういふふうに考へたわけであり

ます。尚第三問の、試験委員の給料は、おつしやいました通り非常勤であります。が、月額の給料といふふうなもの、即ち俸給といふことによつて規定いたしてはおりません。併し旅費、日当その

それから第四番目の質問に對しましては、いわゆるこういう國家試験を行なつておる手数料がありますので、弁護士試験に約五千圓、而もこの種の受験料は大體二千圓から三千圓以上という類例があるようでありますので、大體このように規定いたしたわけであります。

尙も一つ、第五番目の現在の経過規定によりすくい上げるといふ附則の十五年以上でありますが、これも非常に論議があつたのでありまして、これも私達も十年乃至十二年というのが原案であつたのでありますが、私達がこの法律案を出しますときに、前に衆参両院を通過して現在法律となつております測量法のの一部を改正する法律案を同時に提出したわけであります。勿論この法律というものがOKになるのであるならば当然測量法も改正して貰わなければ、飛躍的なものであつて実情に即しないので困つておるといふふうに御説明申し上げたんでありますが、測量法は御承知の通りもう出たものであり、高度の技術水準を求めるものであり、且つ官庁の測量にのみ即ち高度の技術と精密を要求するためには作られて、この衆参両院を通じ現在立法されて法律になつており、これを改正するがごときものであるならば、この法律案を作つても本当にただ名称だけを与えるということになつて、立派な法律が死んでしまふじやないかというふうな御意見もあつたようであります。で、私自身もこれが受驗資格といったまして与えるならば、規定するならば

とは、これは当然排除しなければなら  
んという、こういうような考から實際  
の対象といたしましては、こういう業  
務を行なつておる者、設計管理、工  
事管理といふことき業務を行なつて  
おられる営業者といふことを考えま  
す。と、まあ少くとも四十五歳から  
五十歳ぐらいの方々以上、而も學歷  
が全然な方々以上、とておられる方  
々といふのは非常な少数であります  
で、この項も取つてはどうかという  
意見もありましたが、この影で泣く  
人、一人でも二人でも作ることは、  
それはないと考へまして、少くとも  
十五

年といふことであるならばこの法律案の主旨に危険などというやうな人を選考することもないであらましようし十五年といふのは、先程の説明で申上げましたやうに實際に東京府、大阪府の條例による建築代理士の試験に合格し、現にその職務に従事しておるもの、尙これが選考の対象としては現に存在する代理士会等の証認を得たものによつて選考に代えるといふことを規定しておりますので、まあ折衝の結果は、

○浅岡信夫君 中央建築士審議会というものは如何にも中央建築士というのがあるようですから建築士中央審議会というふうにしたら如何ですか。

○衆議院議員(田中角榮君) お答えいたします。これは字句の問題であります。が、これは中央建築士審議会というのは建築士中央審議会というのじやない。これは條文を御覧になると分るののじやない。これは、その中央と地方両方でございますから、中央地方と、そういうふうな規定しただけであります。

○委員長(中川幸平君) 速記を止めて。

〔速記中止〕  
○委員長（中川幸平君）速記を始め  
て。

それでは質疑を次会に譲りまして本日  
はこれにて散会いたします。  
午後三時五十七分散会  
出席者は左の通り

|    |     |        |     |
|----|-----|--------|-----|
| 理事 | 委員長 | 中川     | 幸平君 |
|    |     | 岩崎正三郎君 |     |
|    |     | 仲子     | 隆君  |

|        |        |        |         |        |        |        |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 島出 千壽君 | 石坂 豊一君 | 大隅 憲二君 | 佐々木 鹿藏君 | 久松 定武君 | 北條 秀一君 | 藤井 丙午君 |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|

衆議院議員 田中 角榮君  
政府委員

建設事務官  
(住宅局長) 伊東 五郎君

四月七日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

一、建築士法案（衆）

## 建築士法案

# 建築士法

第一章 總則（第一條—第三條）

第二章 免許（第四條—第十一條）

第三章 試驗(第十二條—第十七

條

第四章 業務(第十八條—第二十

二條

第五章 建築士事務所(第二十三

條—第二十七條)

## 第六章 建築士審議会及び試験委

員(第二十八條—第三十四條)

第七章 罰則（第三十五條—第三

十七條)

附則

## 第一章 總則

## 目的

二條 この法律は、建築物の設計、

工事監理等を行う技術者の資格を

定めて、その業務の適正をはかり

もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「建築士」とは、  
一級建築士及び二級建築士をい  
ふ。

2 この法律で「一級建築士」とは、建設大臣の免許を受け、一級建築士試験に合格した者をいう。

3 この法律で「二級建築士」とは、  
士の名称を用いて、監理、工事監  
理等の業務を行ふ者をいう。

都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工

4 この法律で「設計図書」とは、建築物の建築工事実施のために必要

な図面（現寸図の類を除く。）及び仕様書を、「設計」とは、設計図書と作成するものとする。

5 この法律で「工事監理」とは、工事を設計図書と照合、それが設計

図書のとおりに実施されているか  
ないかを確認することをいう。

（建築物でなければできない設計）  
又は工事監理）

第三條 建築物で、その用途、構造、

規模等により、特に建築物としての質を確保する必要のあるものに

つては、建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

2 前項の建築物の種類及び範囲については、別に法律で定める。

第二章 免許  
(建築士の免許)  
第四條 一級建築士にならうとする

者は、建設大臣の行う一級建築士試験に合格し、建設大臣の免許を受けるなければならない。



与え、もし工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

(設計の変更)

第十九條 一級建築士又は二級建築士は、他の一級建築士又は二級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士又は二級建築士の承諾を求めなければならない。但し、承諾を求めることができない事由があるときは、又は承諾が得られなかつたときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することが出来る。

(業務に必要な表示行為)

第二十條 一級建築士又は二級建築士は、設計を行った場合においては、その設計図書に一級建築士又は二級建築士たる表示をして記名及びなつ印をしなければならぬ。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

2 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

(その他の業務)

第二十一條 建築士は、設計及び工事監理を行う外、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は條例に基づく手続の代理等の業務を行うことができる。

(名称の使用禁止)

第二十二條 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 二級建築士は、一級建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五章 建築士事務所

(建築士事務所の届出)

第二十三條 一級建築士又は二級建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て設計又は工事監理を行うことを業としようとするときは、事務所(以下「建築士事務所」という。)を定めて、その所在地の都道府県知事にそれぞれ一級建築士事務所又は二級建築士事務所の開設の届出をしなければならない。法人又は人が、一級建築士又は二級建築士を使用して、設計又は工事監理を行うことを業としようとするときも、同様とする。

2 前項に掲げる者が、建築士事務所を移転し、休止し又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届出をしなければならない。

(建築士事務所の管理)

第二十四條 一級建築士事務所は、専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は、専任の二級建築士が管理しなければならない。

(業務の報酬)

第二十五條 建設大臣は、中央建築士審議会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができる。

(建築士事務所の監督)

第二十六條 都道府県知事は、建築士事務所が左の各号の一に該当する場合においては、一年以内の期間を定めてその建築士事務所の閉鎖を命ずることができる。

一 第二十四條の要件を欠くに至つたとき

二 建築士事務所の管理者が第八條の各号の一に該当するに至つたとき

三 建築士事務所に属する一級建築士又は二級建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第八條の各号の一に該当するに至つたとき

2 第十條第二項及び第三項の規定は、都道府県知事が前項の処分第一号に該当する場合を除く。をする場合に、これを準用する。

(省令への委任)

第二十七條 この章に規定するものの外、建築士事務所の開設、移転、休止及び廃止の届出に關して必要な手続は、建設省令で定める。

第六章 建築士審議会及び試験委員

(建築士審議会)

第二十八條 建設大臣又は都道府県知事の行方処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行わせるとともに、建設大臣又は都道府県知事の諮問に応じ、建築士に関する重要事項を調査審議させるために、建設省に中央建築士審議会を、都道府県に都道府県建築士審議会を置く。

2 中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会は、建築士に関する事項について、関係各庁に建議することができる。

(建築士審議会の組織)

第二十九條 中央建築士審議会は、委員十五人以上をもつて、都道府

県建築士審議会は、委員十人以上をもつて、組織する。

2 委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては、建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては、都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

3 前項の委員を選ぶに当りやむを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができる。但し、この数は、委員の半数をこえてはならない。

(委員の任期)

第三十條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることのできる。

(会長)

第三十一條 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会にそれぞれ会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(試験委員)

第三十二條 一級建築士試験又は二級建築士試験に関する事務をつかさどらせるため、それぞれ建設省に一級建築士試験委員を、都道府県に二級建築士試験委員を置く。

2 一級建築士試験委員は、建設大臣が二級建築士試験委員は、都道府県知事が、それぞれ建築士のうちから命じ、又は委嘱する。

3 前項の試験委員を選ぶに当りや

むを得ない事由があるときは、学識経験のある者のうちから、これを命じ、又は委嘱することができる。但し、この数は、試験委員の半数をこえてはならない。

(不正行為の禁止)

第三十三條 一級建築士試験委員、二級建築士試験委員、その他一級建築士試験又は二級建築士試験の事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(政令への委任)

第三十四條 この章に規定するものの外、中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第三十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 一級建築士又は二級建築士の免許を受けないうで、その業務を行ふ目的で一級建築士又は二級建築士の名称を用いた者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者

三 第三十條第一項の規定による業務停止命令に違反した者

四 第二十四條の規定に違反した建築士事務所の開設者

五 第二十六條第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者



十二日受理

狩野川、内浦灣間に放水路開さく、反対の請願

請願者 靜岡県沼津市靜浦靜浦

漁業協同組合長 松原

茂作外五千四百九十五

名

紹介議員 江熊哲翁君

靜岡県の東部北伊豆の中央を貫流する狩野川の水害防除策として、地元狩野川治水会が建設省に対し熱心に要望している同川より駿河湾の奥湾内浦灣に開さく計画の放水路は、灣内の漁場の荒廃をさせるばかりでなく、同灣特産のえさいわしの養殖を不可能にして全国的遠洋漁業にげく大な損害を与えるから、同放水路の開さく計画は、取り止められたいとの請願。

第一六八〇号 昭和二十五年三月二十二日受理

へき地の砂防工事従事公務員に住宅、厚生娯樂施設完備の請願

請願者 東京都港区芝海岸通り

一ノ二五全建設省労働組合内 原田靖臣

紹介議員 堀真琴君

砂防工事は、大体において山間へき地において施行されているが、ことに東北北陸地区の積雪地帯において砂防工事に従事する公務員の生活は極めて不自由な状況にある。また文化的施設も極めて乏しく、厚生施設もいじろしく不備であるから、これらの不便を忍んで国土再建に専念している公務員のため、住宅、厚生、娯樂等の施設を完備せられたいとの請願。

第一七二九号 昭和二十五年三月二十四日受理

岩手県内村地内猿ヶ石川、えん堤工事に伴う補償の請願

請願者 岩手県和賀郡谷内村長

菅雄一外十三名

紹介議員 千田正君

長い間中止されていた岩手県谷内村地内猿ヶ石川、えん堤工事が再び本年度より実施される由であるが、本工事計画当時とは異なり現在は農地調整法の強化により村民には他に移住の適地が容易に求められないから、本工事再開の際は適切な補償を与えられたいとの請願。

第一七八二号 昭和二十五年三月二十八日受理

国営土木工事予算適季配付等に関する請願

請願者 札幌市北海道庁内北海

道議会土木常任委員会

内 岩本政一

紹介議員 堀末治君 小林米三郎

北海道は、降雪が早く、しかも融雪が遅いため、土木工事の施行適季は五月から十月までに限られている。もしこの期間に工事を完成しないと除雪費、防寒費等多額の経費を必要とする実情である。しかるに従来国営建設工事の施行に当つては、その予算措置が毎四半期毎に認証、令達、支出負担行為認証等の事務的措置に制約されるため、施行適季を失し、工事完成に重大な影響を与えているから、北海道の特殊事情を考慮して、土木事業の請負契約の場合、資金の前渡金制度を適用するとともに予算令達は年度当初一回にまとめて実施せられたいとの請願。

第二九六号 昭和二十五年三月二十三日受理

開門国道トンネル工事促進に関する陳情

陳情者 福岡県門司市長 中野

眞吾外九名

九州と本土を結ぶ開門国道トンネルは、両日本における観光地の紹介や産業経済発展のためにも、重要性を有するから早急に工事の完成を期せられたいとの陳情。

第二九八号 昭和二十五年三月二十三日受理

国土開発または地方開発法制定促進に関する陳情(一通)

陳情者 茨城県議会議員 島津

三郎外一名

狭い国土と乏しい資源の中に多数の人口を有するわが国において、民生の安定向上を図るためには、残された国土および資源を最高度に利用開発または保全することによって、経済的基礎を確保する必要がある。しかるに国土開発についての基本方針が決定していないため、地方開発地域開発に支障が多いため、国土開発または地方開発法の制定を促進せられたいとの陳情。

第三〇〇号 昭和二十五年三月二十四日受理

舞鶴市に平和産業港灣都市建設の陳情

陳情者 京都府舞鶴市長 柳田

秀一

かつての軍港都市舞鶴を平和産業港灣都市に転換することは、当市を更生させる唯一の途であり、また日本国民が戦争を放棄し、恒久平和を実現しよう

とする理想とも合致するものであるから、舞鶴平和産業港灣都市のすみやかな実現を図られたいとの陳情。

四月八日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は四月七日)

一、建築士法案(衆)

昭和二十五年四月二十七日印刷

昭和二十五年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所